

観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会
設立会議資料

日 時 平成27年12月24日(木)14:00～16:00

場 所 ホテルグランヴィア広島 4階「悠久の間」

文部科学省
地(知)の拠点

COC+事業の概要

Center of Communityの略称

大学は地域コミュニティの中核的存在であることを意味する用語。
文部科学省によるCOC+事業は、大学のこのような機能の強化を図ることを目的としている。

【事業の背景】

地方と東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いている。

申請地域の現状は
【参加大学の就職率(平成26年度)】

地域	就職率
事業協働地域外	59%
事業協働地域内	41%

事業協働地域外への流出

文部科学省
地(知)の拠点

【事業の目的】

大学が地域の各種機関と協働し、地域が求める人材を育成するとともに、学生にとって魅力ある就職先の創出・開拓に取り組む。

地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積

【事業の達成目標】

事業の推進を通して、事業協働地域内への就職率を5年間で10%向上する目標値を設定

採択経緯

COC+事業の申請に当たり、観光資源に恵まれた地域特性に着目し、地域の観光振興に貢献する人材育成することを目的として事業計画を策定。

- ◎平成27年7月1日 参加機関の同意書を付して、申請書を提出。
- ◎平成27年9月28日 事業採択内示。

◎補助事業の期間

平成27年度～平成31年度

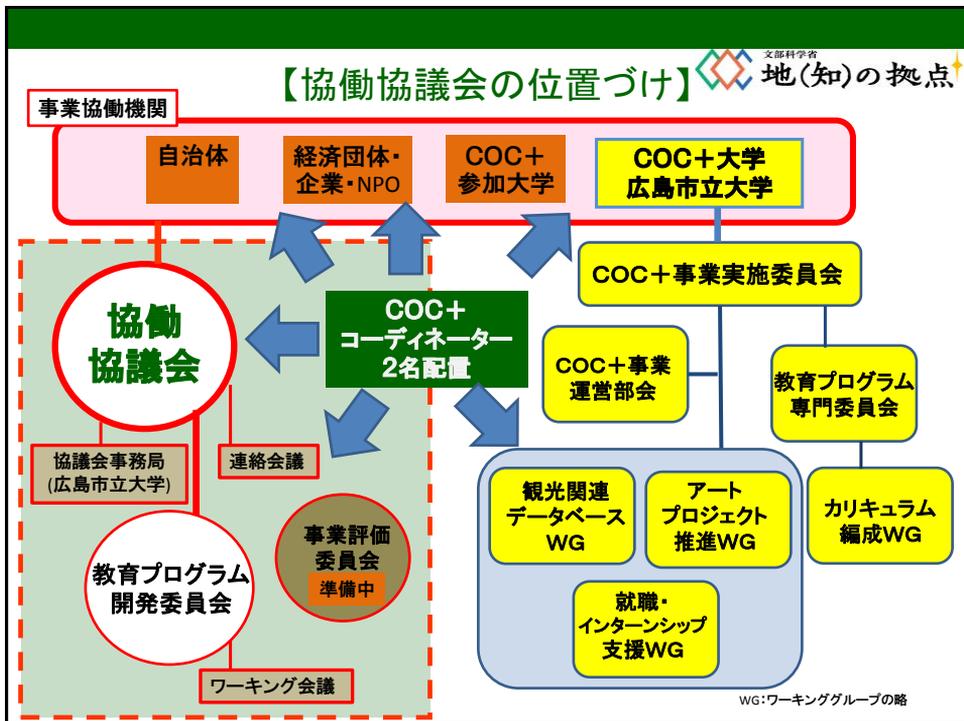
◎総事業費(申請ベース)

2億6,035万円(うち国庫補助金2億923万円)

議事1 協働協議会の設置について

目 的

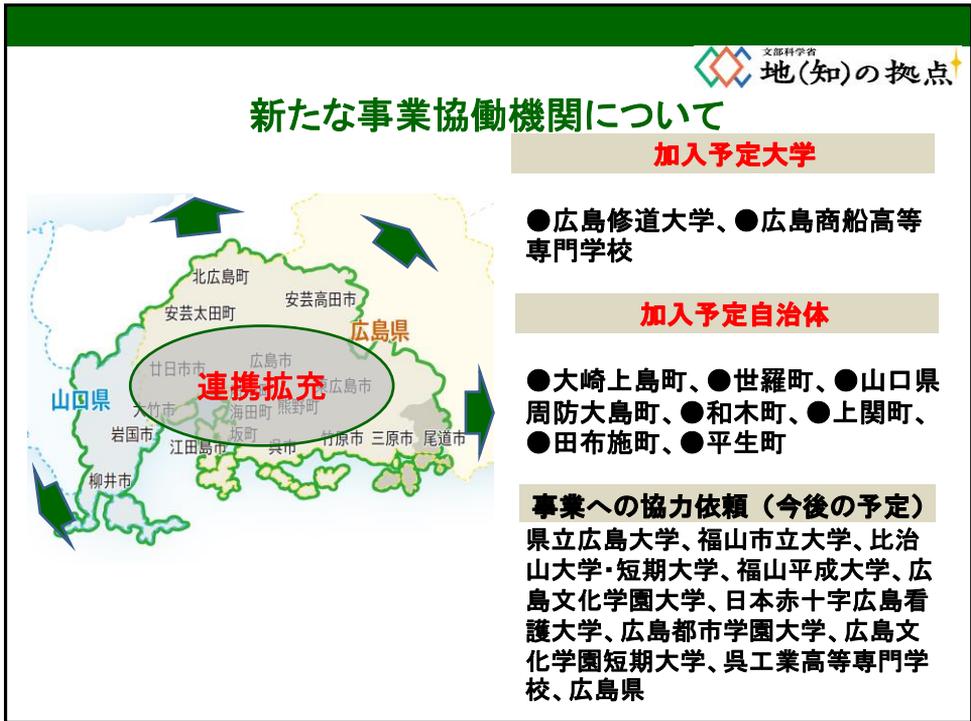
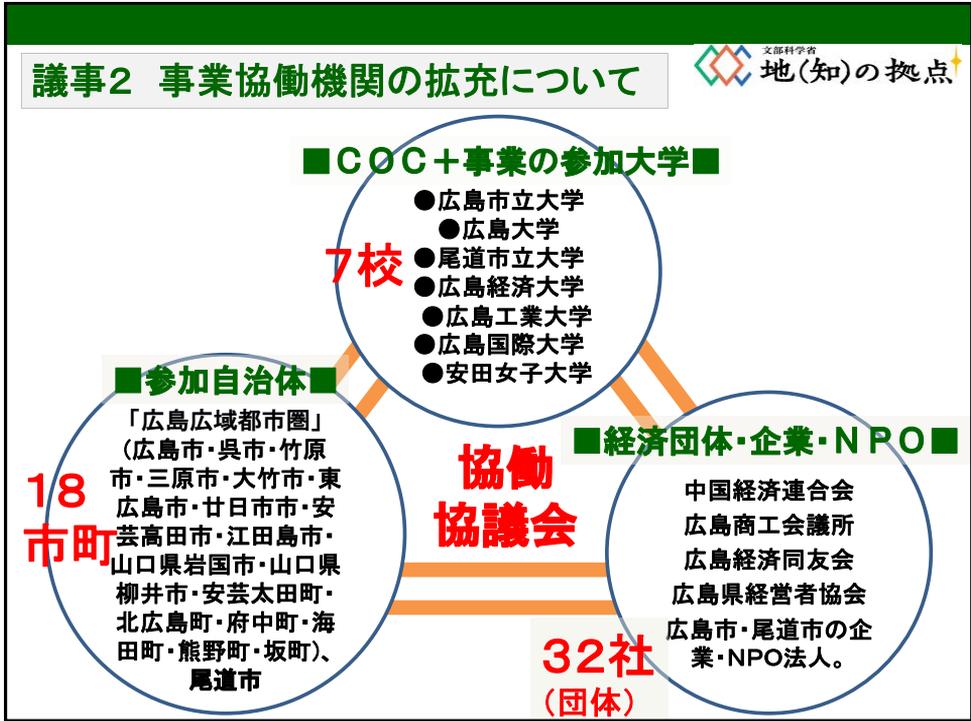
本協議会は、「観光振興による地域創生に向けた人材育成事業」を推進するに当たり、参加機関相互の連携・協力により、観光振興や人材育成等を通じ、事業協働地域全体の発展に寄与することを目的として設置する。



文部科学省
地(知)の拠点

協働協議会の要綱(案)について

5～7ページをご参照ください



観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 この協議会は、参加機関相互の連携・協力により、観光振興や人材育成等を通じ、事業協働地域全体の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) COC+事業 文部科学省の平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の採択を受けた公立大学法人広島市立大学の「観光振興による『海の国際文化生活圏』創生に向けた人材育成事業」をいう。
- (2) COC+大学 公立大学法人広島市立大学をいう。
- (3) 参加機関 COC+事業に係る COC+大学及び事業協働機関（大学、自治体、企業等）をいう。
- (4) 教育プログラム COC+事業における教育カリキュラム編成、アートプロジェクト等の教育研究事業をいう。

（構成）

第4条 協議会は、COC+事業の参加機関をもって構成する。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、COC+大学の理事長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、COC+大学において理事長の職務を代理する者をもって充てる。

（会議）

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議するため、適宜、会議を開催する。

- (1) COC+事業の事業計画に関すること
 - (2) COC+事業の事業報告に関すること
 - (3) 上記各号に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項
- 2 会議は、会長が招集する。
 - 3 会長は、会議の運営及び進行を行う。
 - 4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の協議会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の設置)

第7条 協議会に、教育プログラム等に関する事項を協議するため、COC+事業教育プログラム開発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、協議会が推薦した委員をもって構成する。
- 3 前項のほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(連絡会議の設置)

第8条 協議会に、第6条第1項に掲げる事項について連絡・調整を行うため、連絡会議を設置する。

- 2 連絡会議のメンバーは、参加機関の大学とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、COC+大学内に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年12月 日から施行する。

観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会

参加機関名簿

(平成27年12月24日現在)

大 学	広島市立大学、広島大学、尾道市立大学、広島経済大学、広島工業大学、広島国際大学、安田女子大学
自治体	広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、岩国市、柳井市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、尾道市
経済団体・ 企業・ NPO等	<p>【経済団体】 中国経済連合会、広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会</p> <p>【企業等】 オタフクホールディングス(株)、(一社)尾道観光協会、呉信用金庫、(株)グリーンヒルホテル尾道、(公財)コミュニティ未来創造基金ひろしま、山陽工業(株)尾道国際ホテル、(株)中国新聞社、西中国山地観光施設等連絡協議会、日工(株)、(株)ハイエレコン、(公財)広島観光コンベンションビューロー、(株)広島銀行、広島市信用組合、(公財)広島市文化財団、広島信用金庫、広島電鉄(株)、(株)広島東洋カープ、広島日野自動車(株)、(公財)広島平和文化センター、(株)福屋、(株)プリンスホテル グランドプリンスホテル広島、(株)ホテルグランヴィア広島、(株)ホライズン・ホテルズ ANAクラウンプラザホテル広島、マツダ(株)、(株)もみじ銀行、(株)山本屋</p> <p>【NPO】 (特非)キャリアプロジェクト広島、(特非)ひろしまNPOセンター</p>